

1 - (1) 成果重視の施策体系への改革

社会資本整備重点計画を契機として、成果重視の法体系や補助制度などへ、施策体系を改革する。

少子・高齢社会に対応した バリアフリー社会の形成

広範な所管事業間の連携による交通結節点における面的バリアフリー化

バリアフリーの推進

- ・駅及び駅周辺地域の面的バリアフリー化等の促進
駅舎、ホーム、自由通路、駅前広場等に対する補助金を同時採択、官庁施設のバリアフリー化とも連携
- ・公共交通機関等のバリアフリー化
地方公共団体ごとに指標の公表・個別駅等の診断実施
- ・ノンステップバスの普及促進
標準化車両の認定制度の創設

2010年までに一日平均利用者数5000人以上の乗降駅(H13末2742駅)と周辺地域を100%バリアフリー化

緑豊かな都市空間の創出

都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を総合的に推進

総合的な緑地の確保

- 都市公園法と都市緑地保全法の統合
- ・民有地緑化の推進
(例)大規模建築物における緑化率規制の導入
- ・都市公園の効率的な整備
(例)立体的に都市公園区域を定める制度の創設

「緑の回廊構想」の推進

- ・公園、河川、道路等の連携による水と緑のネットワークの形成
緑地保全・公園整備を一体的に進める補助制度の創設 等

2007年までに都市域における水と緑の公的空間確保量を約1割(約12m²/人 約13m²/人)増加

都市洪水・浸水の解消

河川と下水道の事業間連携を通じ、流域管理のアプローチにより、都市洪水・浸水の解消を図る

総合的な雨水対策

- ・河川と下水道の連携による施設整備
河川管理者と下水道管理者が雨水貯留浸透施設を連携して整備するための補助制度の充実

2007年までに床上浸水を緊急に解消すべき戸数を約9万戸から約6万戸に減少

特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水貯留浸透施設整備の推進

河川下水道連携による雨水貯留浸透施設



治水対策上必要な雨水貯留浸透施設のうち内水対策上緊急性の高いものを、一部下水道事業費で整備

魅力ある観光交流空間づくり

観光立国の実現に向け、魅力ある観光交流空間づくりや戦略的な情報発信戦略を総合的に展開

観光拠点の集中的整備

- ・観光交流センター整備とまちづくりを一体的に実施するため、補助制度を充実
まちづくり統合補助金の拡充

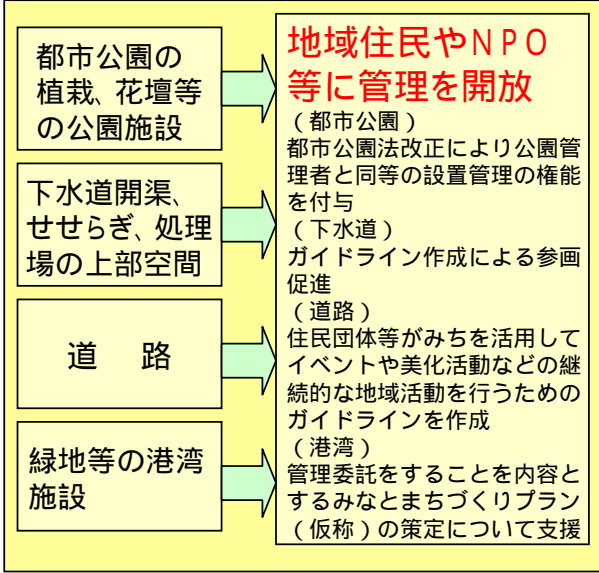
2010年までに海外からの観光客1000万人(倍増)を達成



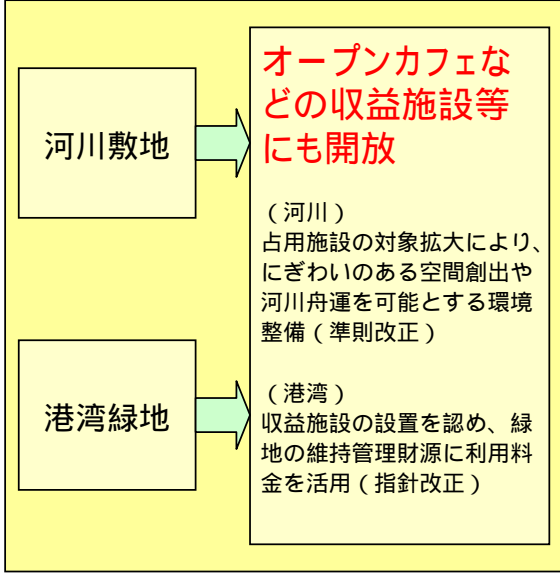
1 - (2) 社会資本や地域交通における住民参加等の取組みの促進

「官から民へ」という原則の下、社会資本や地域交通における地域住民、NPO、民間企業等の取組みを促進し、新たな公共施設管理の仕組みへ転換する

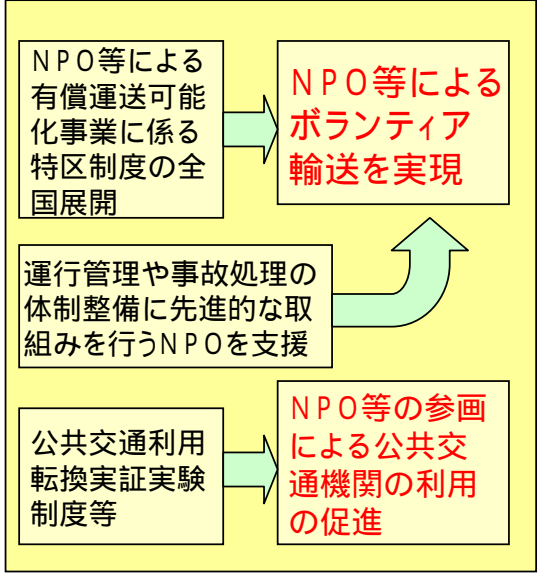
NPO、民間事業者等による公共施設の設置、管理等の促進



公共施設における占用行政等の転換



地域交通におけるNPO、地域住民等の参画の充実



行政コストの削減

効率的なサービス提供

コミュニケーション型行政の推進

地域の特性に応じたきめ細やかなニーズへの対応

1 - (3) 事業評価カルテによる評価結果の蓄積、公表の充実

評価結果公表の現状

- ・全事業統一の様式で公表。
- ・様式には、費用・便益の値、便益計測に当たっての主な根拠（例えば、計画交通量、浸水戸数）、その他の評価の指標を記載。
- ・新規事業採択時評価、再評価の結果のみを公表。



公表の充実を求める声

各事業の新規採択時評価、再評価、事後評価の一連の経緯が一目で分かるよう、**評価カルテ**として一括整理。これにより評価結果を事業執行や評価手法の検討に活用。

様々な立場の人が評価結果を見ることが出来るよう、費用便益分析などのバックデータを含め、インターネットで公表。（新規採択時評価における計画交通量、需要予測等）

事業箇所を検索しやすいよう地図上に整理。

毎年、約240件以上の直轄・公団事業の評価を実施

新規事業採択時評価(直轄・公団):約60件/年(H12~H14の3ヶ年平均)

再評価(直轄・公団):約180件/年(H12~H14の3ヶ年平均)

H15から事後評価を導入

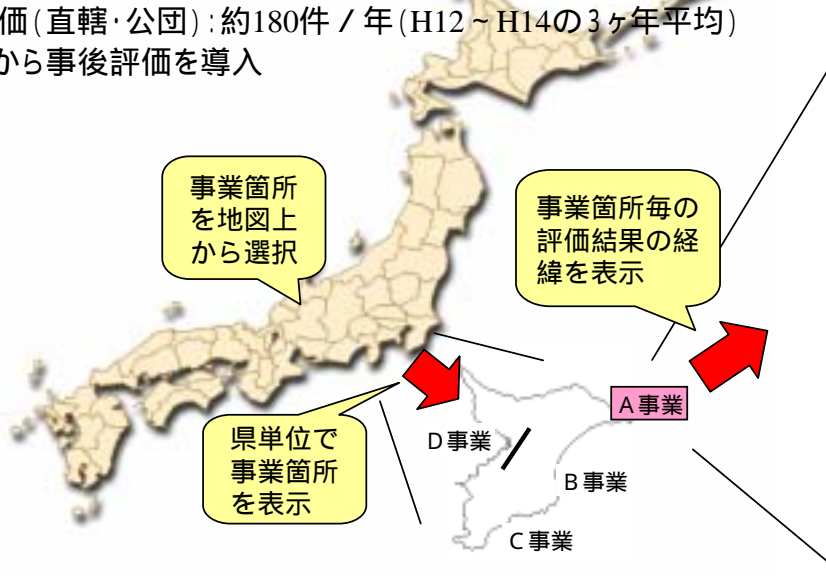


表 評価カルテ(例)

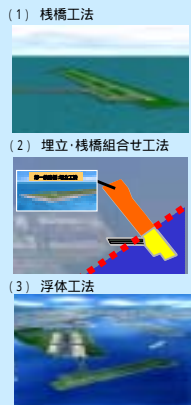
事業名	A事業	事後評価 再評価 新規採択時評価
評価年度	平成 年(完了後 年)	
事後評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析の要因の変化 ・事業の効果の発現状況 ・環境への影響 ・社会経済情勢の変化 等 	
事業評価監視委員会の意見		
事後評価を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・改善措置の必要性 等 	
継続/中止の判断		継続
算定根拠		

2 - (1) 大都市圏拠点空港の整備等による利用者利便の向上

東京国際空港(羽田)再拡張事業の推進

羽田空港は、航空需要の増加から発着能力が既に限界
発着容量の制約によるボトルネックの解消が急務

再拡張事業の早期実施が必要



発着容量が1.4倍 増加 (12.2万回/年(166便/日)に相当)増加)

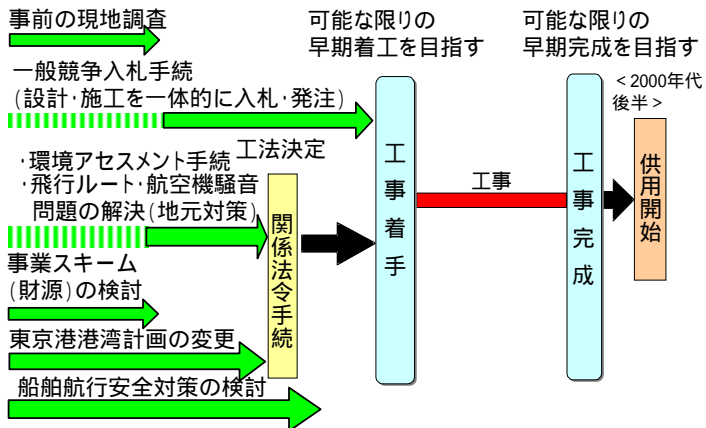
[現行] 2.9便/時間 28.5万回/年
(391便/日(782回)に相当)

[再拡張後] 4.0便/時間 40.7万回/年
(557便/日(1114回)に相当)

羽田空港再拡張事業の主なスケジュール

平成16年度の事業化を目指す

- ・新設滑走路及び連絡誘導路の契約・発注手続に着手
- ・環境影響評価手続等に着手
- ・PFI手法によるターミナル・エプロン等の整備の検討



中部国際空港の供用開始

成田空港の民営化

関西国際空港2期工事の主要部分埋立ての完了

航空利用者の利便向上 国際競争力の向上

航空産業の総合的支援

税制の戦略的な見直しを実施

より効率的な運航の実現に向けた規制の見直し

- ・管理の受委託の要件の弾力化
- ・国際チャータールールの要件の緩和

ローカル線維持に必要な環境整備

観光立国実現に必要な基盤整備

- ・空港における外国人旅客向け案内表示等の整備

航空サービス高度化のための社会実験等の実施

- (例) 空港アクセスの改善(関係施設の割引等による需要拡大など)
- ・空港利用者の利便性の向上(空港内での交通・観光総合案内の充実など)
 - ・国際旅客・貨物の利便性の向上(空港における出入国の円滑化など)

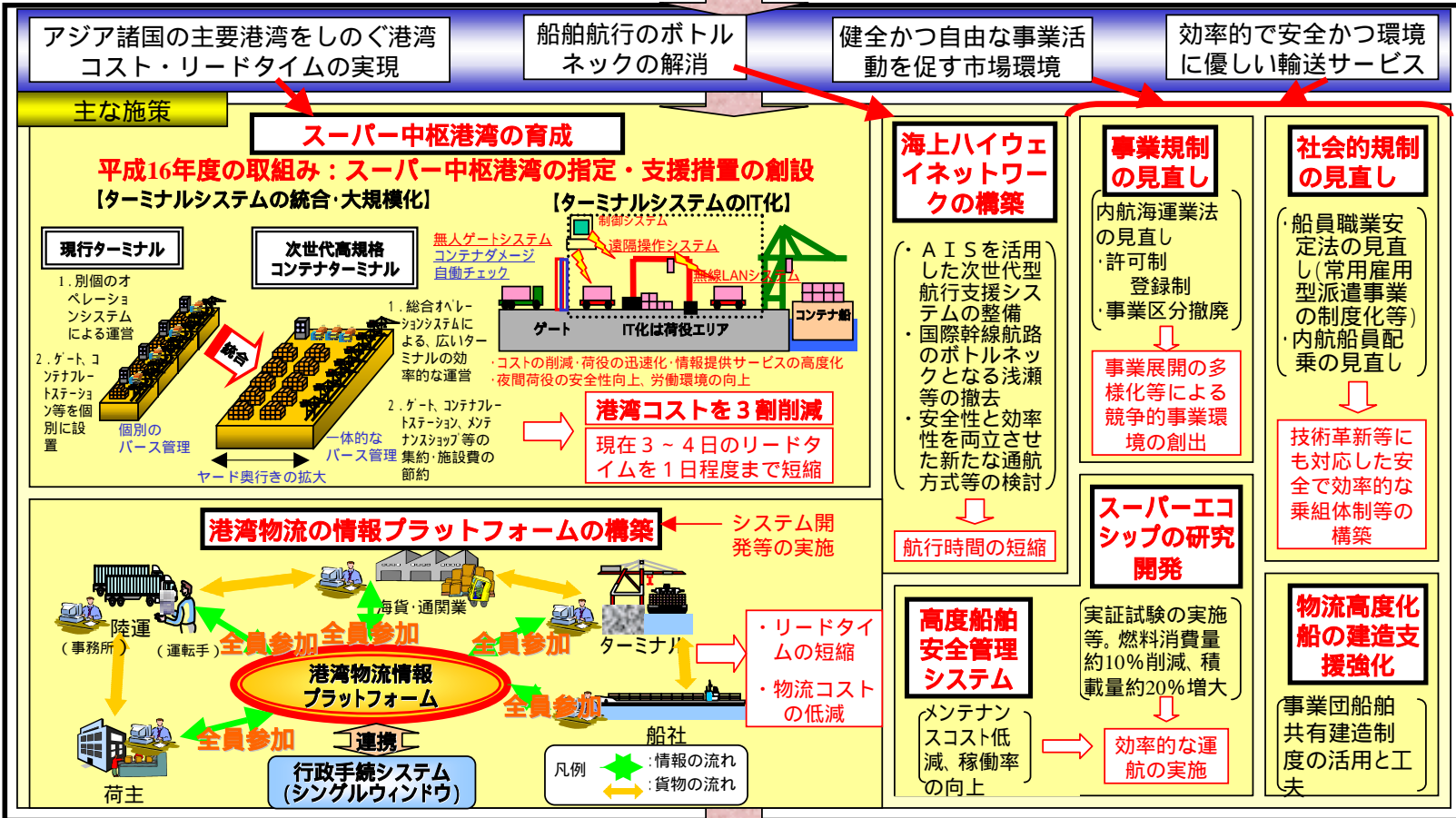
- ・航空輸送サービスの質の向上
- ・観光需要喚起による地域経済の活性化

社会実験等の実施

空港の整備等

2 - (2) 海上物流改革の実現

物流の効率化による産業競争力の向上、環境問題の解決に資するモーダルシフトの実現等、海上物流を巡る諸課題への対応をハード・ソフト一体となって実施



海上物流コストのより一層の低減

自立的な内航海運事業の育成

海上輸送のボトルネックの解消

国際産業競争力の向上と経済の活性化

モーダルシフトの推進

3-(1) みどりリサイクルの推進(刈草等の有効利用)

現状と課題

堤防除草、道路除草等で、大量の刈草等が発生

- 一部、リサイクルされているものの大半が焼却処分されている。
- 減容せずに輸送し、処分している。

CO₂排出に 処分コスト高
よる地球温暖化

堆肥化技術

刈草等を原料として、発酵させて堆肥化する

RDF(リサイクル固形燃料)化技術



刈草(重量にして約3000kg)
刈草(容積にして100m³)



RDF化



約1/5に減量(約600kg)
約1/220に減容(約0.45m³)



炭化



約1/25に減量(約120kg)
約1/370に減容(0.27m³)

現状のリサイクル用途の例

[刈草RDFの炭化物] 水質浄化材、地盤改良材

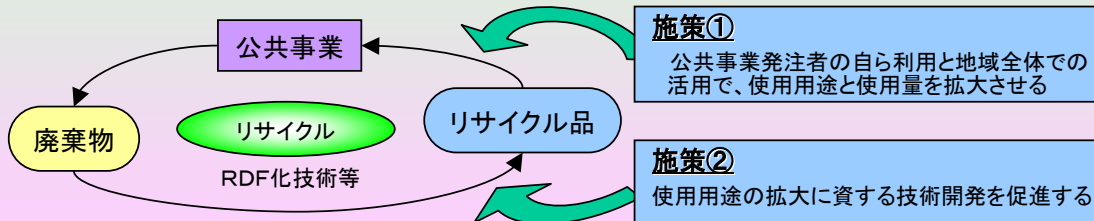
今後検討すべきリサイクル用途の例

[刈草RDF] 土壌改良材、緑化基盤材、マルチング材、自家肥料
[刈草RDFの炭化物] 融雪材、軽量盛土材、燃料

施策の方向性

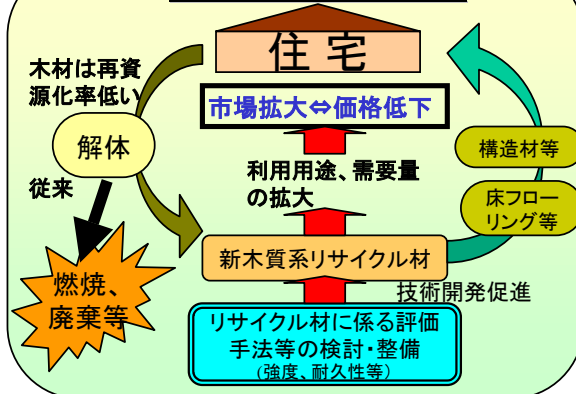
公共事業発注者の自ら利用等により廃棄物排出量を削減し、資源の再生利用を促進

リサイクルを推進する上での課題：(1)需要と供給のアンバランス (2)使用用途が限定されている



効果：(1)地球温暖化防止 (2)刈草等処分コストの低減

木材リサイクルの推進



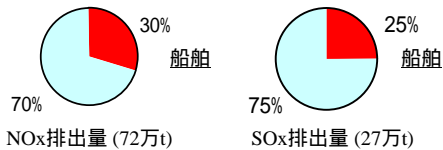
3 - (2) 船舶からの大気汚染の防止対策

船舶からの排出ガスが酸性雨など環境に対する悪影響の要因の一つになっていること等を踏まえ、MARPOL条約附属書VIが採択された。我が国としても同附属書の国内法制化に取り組むとともに環境対応型新技術の開発・普及を推進する必要がある。

船舶からの大気汚染の現状

NOx …約72万トン
(国内総出量比:約30%)

SOx …約27万トン
(国内総出量比:約25%)



船舶分野については、
これまで排出ガス未規制

国際的な動き

船舶からの排出ガス等を規制するMARPOL条約附属書が、平成16年度中に発効見込み5年毎の規制値の見直し

今後、さらなる環境保全に向けた技術開発の推進と、新たな技術の普及促進が急務

MARPOL条約 附属書

(海洋汚染防止条約附属書)

国内法制化

- ・NOxの排出規制
- ・燃料油の使用規制 等

船舶からの排出ガス規制が
初めて実現

NOx排出量を約10%低減
(現存船比)

将来に向けた抜本的な
環境負荷低減を実現しうる基盤を確立

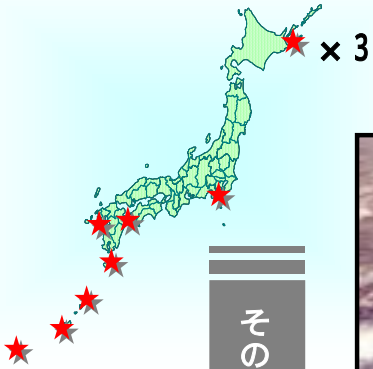
技術開発の推進

- ・スーパーエコシップ実証試験開始
- ・高機能排煙処理システムの研究開発 等



3 - (3) 放置座礁船対策

全国に10隻の放置座礁外国船が存在
いずれも保険に未加入



その原因

保険加入が義務付けられていない
外国船の平均保険加入率 73%
船主が海外に所在する場合、責任追及が困難

対策



放置座礁外国船 (沖縄県那覇港)

その結果

やむを得ず自治体が撤去・補償の場合も

【放置座礁船対策の骨子】
(H15.7 検討会とりまとめ)
船舶所有者等に**保険加入等を義務付け**、
無保険船に対しては、**入港禁止等**の規制
を行なう制度の導入
法制度の整備、保険加入情報照会システムの構築 等
座礁船の撤去等を行なう地方公共団体
に対し**国が一定の支援を行なう**制度を創設。
なお、港湾区域、海岸保全区域等管理者
が存在する特定の区域については、既存制
度を拡充。
予算要求

チルソン号の撤去風景 (日立港)



対策

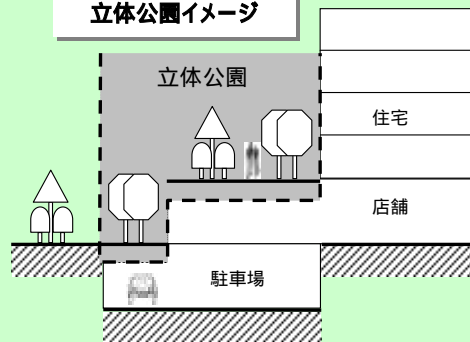
3 - (4) 環境負荷の少ない都市・地域づくり

緑豊かな都市空間の創出

都市公園の整備、都市空間の緑化、
緑地の保全を総合的に推進

- ・都市公園法と都市緑地保全法の統合
- ・民有地緑化の推進
(例)・大規模建築物における緑化率規制の導入
・市民緑地の対象の拡充(人工地盤上の緑化施設など)等
- ・都市公園の効率的な整備の措置の充実
(例)・立体的に都市公園区域を定める制度の創設

立体公園イメージ



駐車場及び店舗の上部等を公園として整備することにより、貴重な都市空間を階層的に有効活用を図ることができる

緑地保全、公園、河川、道路等オープンスペースの連携

「緑の回廊構想」等の推進
(水と緑のネットワークの形成)

- ・緑地保全、公園、河川、道路、下水道等の事業間連携及び多様な主体の参画による、水と緑のネットワーク形成の推進

都市域における
水と緑の公的空間確保量
約1割増加
(H14:約12 H19:約13m²/人)

ヒートアイランド対策の推進

- ・現象の把握、発生メカニズムの分析・解明
- ・対策による効果の評価手法の確立
- ・総合的な対策の推進(地表面被覆の改善、自動車・建築物等からの排熱の抑制、水の蒸発散作用の活用など)

(参考)
東京都心部の緑化面積を39.5%まで増加させた場合(現況は27.5%)、平均気温が0.3度低下

- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・生物とのふれあいのある都市
- ・水と緑のうるおいあふれる都市



緑の回廊構想イメージ

: 都心部の10×10km範囲を対象とした数値シミュレーションの結果

4 - (1) 観光立国の実現

ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進 等日本ブランドの発信



トップセールス



ロゴマーク



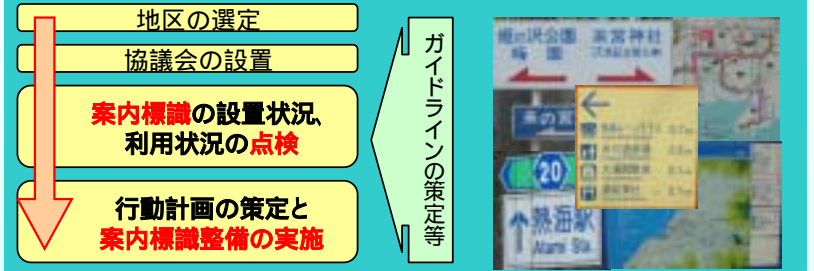
メディア招請



「にっぽん魅力サイト」(仮称)

外国人が一人歩きできる環境整備

外国人旅行者にもやさしい観光交流空間づくり



外国人にも分かる路線番号等による道路案内標識、観光用案内標識の整備

外国人旅行者向け共通乗車入場券の開発

外国人による環境整備状況の診断・ガイドラインの作成

複数の国の店舗、交通機関等でそのまま使えるICカードの開発・普及

観光推奨バス路線指定制度の創設等による外国人観光客に使いやすいバス交通の実現

一地域一観光の推進

地域への周知

- ・観光立国の意義、一地域一観光の趣旨の浸透
- ・広報、シンポジウム等の実施

一地域一観光の進め方に関するアドバイス

- ・全国各地に相談窓口(地方整備局・運輸局及び事務所等)

行動計画づくりへの支援

- ・観光総合コンサルタント事業
- ・観光まちづくり実施支援プログラム
- ・地域の魅力再発見活動の共同実施
- ・サイクルツアー推進計画の作成支援

各種施策の推進への支援

- ・観光地の魅力づくり活動を機動的に支援する観光プラスワン大作戦
- ・観光交流空間づくりモデル事業
- ・観光カリスマ塾の開催による人材育成等
- ・地域の自主的な観光交流基盤づくりに資する「重点推進プラン」に対する支援

地域の特性を活かした魅力ある地域が出現

4 - (2) 良好な景観形成のための基本的枠組みの確立と具体的アクション

関連する法制の整備

【景観基本法制の制定】

- ・基本理念を明確化
- ・市町村単位の総合的な計画
- ・総合的な計画に基づき行為規制を行う仕組み

【緑に関する法制の抜本的見直し】

= 都市公園法と都市緑地保全法とを統合

(再掲)

【屋外広告物制度の充実】

- ・屋外広告物許可制度の対象となる区域を拡大
- ・違反屋外広告物を簡易に除去できる制度の手続き整備
- ・屋外広告物規制に関する市町村の役割強化
- ・悪質な事業者に対する措置の強化と技術者の育成

公共事業における景観形成

【公共事業への景観アセスメント(景観評価)の導入】

- ・公共事業の実施前や完了後など事業の各段階において、景観を評価
- ・住民や有識者等から多様な意見を聴取しつつ、事業案に反映

具体的なアクション

各地域において地域景観の点検

例)「道の景観の通信簿」、「川の通信簿」を全国で実施

景観障害要因についてチェック

集中的除去等を重点的に実施すべき地区については景観障害要因重点除去事業(仮称)等への点検結果活用を図る

観光振興の施策とも連携

- 観光地など一定地区で違反屋外広告物等を短期的に集中整理
- 観光振興にも留意しつつ、関係者が連携し、選定した緊急に推進すべき地区内の主な道路で5年目途に電線類地中化

- 非幹線道路も含めた無電柱化推進のため
- ・軒下配線等の地中化以外の無電柱化手法への支援
- ・土地区画整理事業において非幹線道路を助成対象に追加

等

電線類地中化による効果の例



5-(1)改正SOLAS条約

改正SOLAS条約(海上人命安全条約)

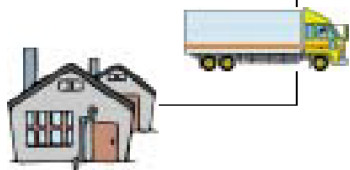
=船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のために必要な対策を行うことにより、国際海上運送システムの信頼性の向上を図り、併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。

港湾施設における保安の確保

- (1) 港湾施設の保安評価の実施(テロ等に対する港湾の脆弱性の評価)
- (2) 港湾施設の保安計画の策定及び同計画に基づく保安措置の実施(港湾管理者等)
- (3) 港湾施設保安職員の選任等

国による保安計画の承認

外国向け船舶・貨物にテロ工作がなされないように港湾でもチェック!



船舶における保安の確保

- (1) 船舶の保安設備の設置(警報通報装置の設置)
- (2) 船舶の保安評価の実施(テロ等に対する船舶の脆弱性の評価)
- (3) 船舶の保安計画(立入禁止区域の設定等)の策定及び同計画に基づく保安措置の実施
- (4) 船舶保安職員の選任等

自国船に対する
証書の発給

航行中にテロリスト等が侵入することを防止する等船内警備を実施

自己警備

港湾施設保安職員

船舶保安職員

日本

条約不適合・急迫した脅威・他に手段なし ⇒ 入港拒否

入港通報、不審者・不審物のチェック

外国船舶に対する条約適合性のチェック(PSC) ⇒ 是正命令等

我が国の港湾施設等をテロリスト等の破壊行為から守る!

船舶保安職員

外国政府

国際協調

船舶における保安の確保

5-(2) 物流セキュリティ強化の実現への取組み

【背景】 同時多発テロ以降、各所で物流セキュリティ強化に向けた検討が行われている。

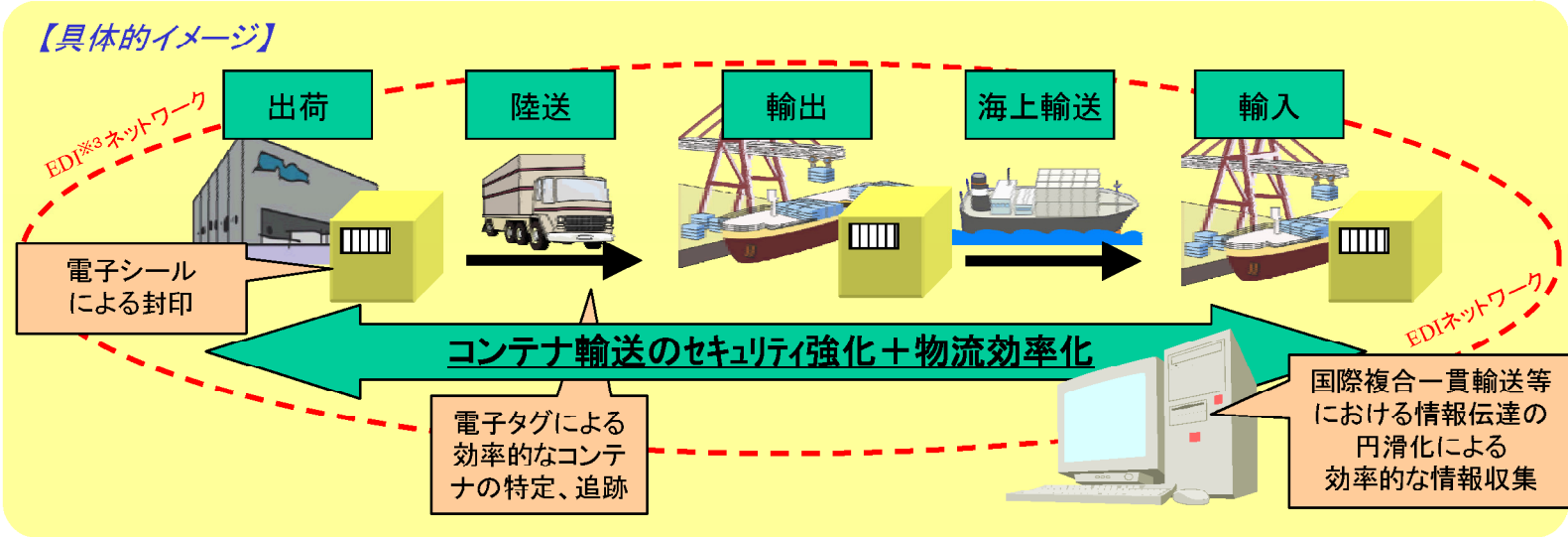
交通保安に関するG8協調行動(2002.6.26)で、“国際的コンテナ安全体制の構築及び実施に向けて迅速に作業する”と提言される。

米国では“国土安全保障省”を新設(2003.1.24)し、各種のセキュリティプログラムを随時検討・推進しつつ、全ての関連業務の集中管理を目指した輸出入関連統合情報システムであるACEの構築に着手している。

関係府省と連携しつつ、ITを活用して、**物流セキュリティの強化を実施!!**

あわせて物流の効率化へも寄与!

電子タグ※1によるコンテナの特定・追跡、電子シール※2による封印等を通じた効果的な物流セキュリティ対策の推進



※1 電子タグ: 無線通信により記録内容の自動認識等が可能なタグ

※2 電子シール: 開封情報等を電子的に記録することが可能な封印、記録内容を無線通信により自動認識等することも可能

※3 EDI: 電子情報交換

6 - (1) 交通安全対策の推進

大型トラック事故への対策

背景

・大型トラックによる事故の多発

事故の原因

速度超過
過労運転
わき見・漫然運転 等



平成15年6月23日、愛知県新城市の東名高速道路で発生した事故

対策

スピードリミッタ
装着義務付けの
確実な実施
先進安全自動
車(ASV)技術
の実証研究



車間距離警報装置のイメージ

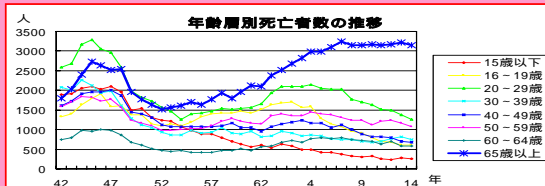
- ・居眠り警報、車間距離警報、被害軽減ブレーキ等
- ・トラック事業者等への監査の強化
- ・警察との連携強化、ITの活用による監査の効率化
- ・貨物自動車運送事業安全性評価事業の推進
- ・トラック運送事業所の安全性を評価して優良事業所を公表して、利用者の選択を促す

本格的な高齢社会の到来に向けた交通安全対策

背景

- ・高齢者が加害者となる事故が増大
高齢者が第1当事者となる交通事故が最近10年間で3倍
高齢者が第1当事者となる事故は全事故の1割
- ・交通事故に遭う高齢者が増大し、一度事故に遭うと死亡に到る率が高い
交通事故死者の38%が高齢者
歩行中の交通事故死者の63%が高齢者
高齢者が第2当事者となる交通事故が最近10年間で2.4倍
全年齢層に比べると高齢者の致死率は3.6倍

・内閣総理大臣談話(平成15年1月2日)
「今後本格的な高齢社会が到来することを考えると、高齢者の交通安全対策に重点的に取り組まなければなりません」



対策

- 死傷事故発生割合の高い地区において高齢者をはじめとする歩行者対策を面的・総合的に実施
- 高齢者の事故実態調査、行動分析の実施
- 高齢者向け乗員保護装置や高齢者の知覚向上を図る新技術の開発促進
- 高齢者のバス車内事故への対策
- 歩道の段差・勾配の改善など歩行空間のバリアフリー化を推進
- 車両のバリアフリー度評価・公表制度によるバリアフリー化の推進

6 - (2) バリアフリー施策の推進

整備の進度に地方公共団体間の格差がある

交通バリアフリー指標(BFI)の公表

基本構想策定状況、鉄道駅等のエレベータやエスカレータ設置率、主な道路のバリアフリー化率等の個別指標をまとめ、地方公共団体毎に公表

地方公共団体の意識の向上

基本構想の策定優先採択

わずかな改良が進まない

バリアフリー化緊急改善プロジェクト

わずかな不備によってバリアフリー化が達成されていない旅客施設について、個別に施設等の改善点についてアドバイス、処方箋を提示

あわせて、施設の設置状況等について利用者にわかりやすい情報提供を推進

バリアフリー化基準に適合した施設改善

コスト高による導入制約

ノンステップバスの標準仕様の認定制度の創設

認定を受けた車両に補助を重点化

ノンステップバスの標準仕様



量産効果による更なるコストダウンを通じた導入促進

乗り入れるバスについて優先採択

面的なバリアフリー環境の整備

事業連携等により重点目標を効果的・効率的に実施

駅及び駅周辺地域のバリアフリー化等の推進のための各種補助金の同時採択、官庁施設のバリアフリー化とも連携

バリアフリーに係る政策目標

(2010年までに一日平均利用者数5000人以上の旅客施設と主要な周辺道路、駅前広場等を100%バリアフリー化)の達成に向けた整備の加速化

推進上の課題
バリアフリー

7 - (1) 都市再生の新たな展開

【新たなステップ】

全国を対象にした「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化

連携

地域の歴史・文化や創意工夫を活かした個性ある都市再生の推進

民間の発案に基づき、民間資金・民間ノウハウの最大限の活用

特に、都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生機構による誘導業務、条件整備を実施

【セカンド・ステップ】

都市再生の拠点となる地域の整備促進

都市再生特別措置法
都市再生特別地区、民間事業者による都市計画提案
金融支援措置

都市再生ファンド創設
民間資金の流入促進

【ファースト・ステップ】

都市再生の基礎的條件の整備

国際空港・港湾の整備促進、アクセスの改善
環状道路体系の整備 など

都市再生本部における取組み

「地域が自ら考え自ら行動する」都市再生活動を「全国都市再生モデル調査」として新たに支援（10億円を限度に関係省庁配分）

地方公共団体等の提案（840件程度）に基づき、テーマごとに協議会等を設置して検討を実施
・環境共生まちづくり関係府省連絡会議
・歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会 等

「全国都市再生モデル調査」により先進取組事例を抽出、事例集の取りまとめ

都市再生総合整備事業、まちづくり総合支援事業（統合補助金）による総合的な支援の実施

交通結節点を中心とした都市再生を更に推進するため、道路、都市事業と鉄道事業の同時採択による交通結節点の効率的な整備を推進

都市再生機構による都市再生への民間誘導

都市再生の阻害要因
- 公共施設の未整備等



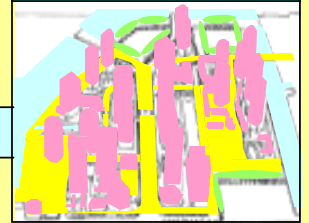
密集市街地
大規模工場跡地等

民間と共同し
投資環境を整備

敷地整備・基盤整備

- 種地の機動的取得（土地有効利用事業等）
- 公共施設整備

民間主体の
都市再生の促進



計画支援

コーディネート

- 権利関係の調整
- 行政との調整
- 都市計画提案
- 民間事業者等のニーズ把握

事業化支援

- 民間事業者のみで実施が困難な場合に、都市再生機構が共同事業者となって民間事業の完遂を支援（参加組員、特定事業参加者、特定建築者制度、民間事業者等との共同出資）
- 整備敷地、スケルトンの賃貸により、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援（民間供給支援型賃貸住宅制度）

完遂支援

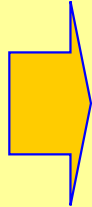
共同事業者等
としての参画・支援

7 - (2) 市場環境の整備等による土地・住宅市場の活性化

【市場における土地取引情報の拡大】

土地取引情報の収集、提供

* 企業情報、個人情報保護の観点にも留意しつつ、提供内容、方法の詳細等はPI等も活用して検討(法改正を含む)



- ・投資家(消費者)が参照できる市場情報の拡大
- ・市場における価格形成の透明性・信頼性の向上
- ・投資家(消費者)のリスクの低減

【有能な不動産鑑定士の確保】

- ・試験制度の簡素合理化(3回 1回化)等により鑑定士を目指す者の裾野の拡大
- ・不動産市場の変化に対応して実務の修習過程を充実(収益性重視の評価、市場分析の高度化への対応等) (法改正)

【土地・住宅税制の活用】

- ・投資意欲を喚起するため土地保有課税(固定資産税等)、譲渡課税の軽減を求める。
- ・国民の住生活の向上を図るとともに、経済活性化に資する住宅投資を促進するため、住宅ローン減税等について適切な措置を講じる。

土地市場の透明化・効率化を通じた投資家の参入促進

投資意欲を喚起

土地
住宅市場の
活性化

7 - (3) 地域交通の再生

～ 公共交通による持続可能なコミュニティ再生～

鉄道

自動車

乗継ぎ等

海上交通

課題

地方鉄道の老朽化による事故
経営悪化による再建の動き

事業者の撤退による交通空白地帯の出現

シームレスな交通による
利便性向上の必要性

ナショナルミニマムの
離島航路の確保

公共交通活性化総合プログラム の活用 地域住民・NPO等の参画の充実

公共交通サービスの維持・活性化に関する個別のプロジェクトの実現に向け、地方運輸局が中心となって具体的方策、関係者間の役割分担についてコンセンサス作りを行う調整メカニズム

公共交通利用転換実証実験 等の活用

マイカー利用からのシフトを目的とした公共交通利便性向上策の試験的取組みに対し、ソフト経費に対する補助等の支援

離島航路活性化実証
実験（仮称）の創設

地域住民・NPO等の参画の充実（地域住民・NPO等が実施する取組みを支援対象に追加）

地方鉄道について以下のような支援を実施

- ・地域が存続を選択し、駅周辺等の地域振興の事業を連携して実施し、事業者もサービス改善等を着実に実施する場合の鉄道施設の改良等に支援
- ・安全性の緊急評価に基づく緊急の安全対策が必要な場合の緊急保全整備事業に支援
- ・地方鉄道の実態にあった保守整備基準の策定

交通機関空白の過疎地の輸送対策（NPO等による交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業に係る特区制度の全国展開）

地方部でも導入しやすいIT技術の導入（バスロケーションシステムに比べて車載器不要で低コストなバス利用情報提供システムの導入支援等）

各モード共通ICカードの大幅展開

- ・共通化等に必要な拡張性のある中央集中型システム構築の支援
- ・共通利用のためシステム標準化
- ・ICカード等から抽出した移動データをもとに、環境負荷の少ない交通行動の誘発効果を検証
- カーシェアリング（自動車の共同利用）の展開
- ・ICカード活用による公共交通との連続利用の容易化、実証実験の実施
- ・カーシェアリング関連規制の運用の見直し等

離島航路近代化補助の見直し（高速化・大型化 バリアフリー化）

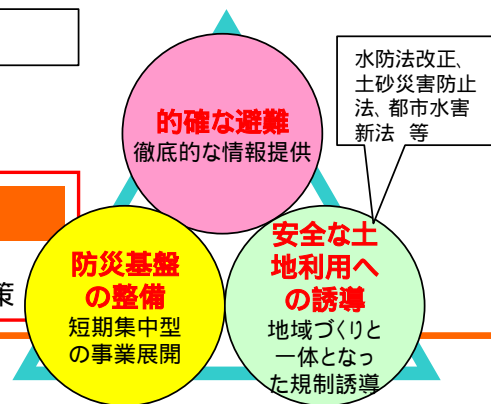
「情報」、「土地利用」及び「防災施設」が一体となった安全な地域づくりへの転換

危険箇所の増加、地下街利用の増加など → 施設整備だけでは追いつかない

特に命を守るための緊急的な対応が必要

情報、土地利用及び防災施設が一体となった安全な地域づくりへの転換

土砂災害防止法や都市水害新法を踏まえ、日頃からの危険に対する周知徹底等
的確な避難のための徹底な情報伝達 自助・共助・公助のバランスの取れた対策



【共通事項】

地域の安全・安心促進基本計画（仮称）の創設

緊急的に対応が必要な地域ごとに、情報、土地利用及び防災施設が一体となった防災の基本計画を、施設管理者及び市町村等が共同して策定
緊急災害情報システムの確立（消防庁等との連携）

- ・レーダー・雨量計等による地域ごとのリアルタイム情報及び市単位の気象警報等を作成・提供するシステム及び情報通信網の整備
- ・同報無線、テレビ、携帯電話等多様な手段による徹底した情報伝達体制の確立
- ・降雨の異常現象に対応するため、気象予測等の精密化

土砂災害防止法や都市水害新法による流域等が一体となった災害対応の強力な推進

(1) 災害危険箇所周知プロジェクト

土砂災害対策緊急プロジェクト

土砂災害警戒区域等の指定の促進
土砂災害に係る危険箇所の周知率を3年間で100%

都市地下等浸水対策緊急プロジェクト

地下街の多い都市部等で浸水危険箇所の周知率を3年間で100%
改正水防法に基づき、洪水ハザードマップ整備を推進

地震・津波対策緊急プロジェクト

津波・高潮及び地震ハザードマップ整備の推進
住宅・建築物の耐震診断、定期報告の推進

(2) 災害情報提供プロジェクト

住民との相互通報を可能とするシステムの整備について、緊急的整備を要する箇所を対象に概ね3年間で実施

気象・国土情報を一体化した土砂災害情報の各戸への提供、土石流監視装置等の開発・活用等の社会実験実施

地域防災計画における水害対策強化マニュアル（仮称）の策定により、水災防止機能の強化

津波防災ステーション等の整備
国際協力による津波予報の迅速化・高度化
ナウキャスト地震情報の提供・利用の拡大

(3) 災害警戒避難プロジェクト

集落ごとに土砂災害防災拠点を整備し、機器設置等を行う

市町村職員、消防団員を対象に都道府県等が研修を実施

地下空間管理者による避難計画作成のための技術的な指針

津波に対する一次避難地の確保・避難路の整備
避難計画策定指針等の整備
避難場所等となる建築物の耐震診断の推進
二次災害防止のための建築物の応急危険度判定の推進